

世田谷区公報

目次

条 例

- 世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例(1)……………2
- 世田谷区介護保険条例の一部を改正する条例(2)……………2
- 規 則**
- 世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(1)……………2
- 世田谷区住宅委員会規則の一部を改正する規則(2)……………2
- 訓 令 甲**
- 世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部改正(1)……………3
- 世田谷区事案決定手続規程の一部改正(2)……………3
- 告 示**
- 世田谷区立二子玉川地区会館の公用開始の告示(1)……………3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(2)……………3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(3)……………3
- 建築基準法に基づく指定道路の変更の告示(4)……………3
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示(5)……………3
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(6)……………3
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(7)……………3
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(8)……………4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(9)……………4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(10)……………4
- 令和元年第1回世田谷区議会臨時会招集の告示(11)……………4
- 建築基準法に基づく道路指定の告示(12)……………4
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(13)……………4
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(14)……………4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(15)……………5
- 住民基本台帳法に基づく住民票の記載の取消し及び住民票の写しの無効並びに世田谷区印鑑条例に基づく印鑑登録の取消し及び印鑑登

- 録証明書が無効の告示(16)……………5
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(17)……………5
- 平成31年2月27日世田谷区告示第152号の一部を訂正する告示(18)……………5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(19)……………5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(20)……………5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(21)……………5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(22)……………5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(23)……………6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(24)……………6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(25)……………6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示(26)……………6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(27)……………6
- 車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める区道指定の告示(28)……………6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の変更の告示(29)……………6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(30)……………6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(31)……………6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(32)……………7
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示(33)……………7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(34)……………7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(35)……………7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(36)……………7
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示(37)……………7
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示(38)……………7
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示(39)……………7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(40)……………7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示(41)……………7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の設置の告示(42)……………8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(43)……………8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(44)……………8

- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(45)……………8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(46)……………8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(47)……………8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(48)……………8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(49)……………8
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(50)……………8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(51)……………8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(52)……………9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(53)……………9
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(54)……………9
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(55)……………9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(56)……………9
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(57)……………9
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(58)……………9
- 公 告**
- 建築基準法に基づく一団地の区域等の認定の公告(1)……………9
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(2)……………9
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(3)……………10
- 都市計画法に基づく都市計画事業の図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告(4)……………10
- 都市計画法に基づく都市計画事業の図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告(5)……………10
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(6)……………10
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(7)……………10
- 規 則(教)**
- 世田谷区立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則(8)……………10
- 告 示(選)**
- 公職選挙法に基づく令和元年6月1日現在における選挙人名簿の登録を行う日を定める告示(22)……………10
- 告 示(農)**
- 農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示(5)……………10

条 例

次に掲げる条例を公布する。
令和元年5月27日

世田谷区長 保坂展人

世田谷区条例第1号

世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第2号

世田谷区介護保険条例の一部を改正する条例

世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例

世田谷区特別区税条例(昭和39年12月世田谷区条例第74号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「においては」を「には」に、「第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

付則第3条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

付則第3条の5の2第1項中「平成43年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に、「附則第5条の4の2第6項」を「附則第5条の4の2第5項」に、「同条第9項」を「同条第7項」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

付則第3条の6中「第314条の7第2項第2号若しくは第3号」を「第314条の7第11項第2号若しくは第3号」に改める。

付則第4条第1項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

付則第5条の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金(区に対するもの)」に改める。

付則第5条の2中「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

付則第11条第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

付則第15条第5項から第7項までの規定中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

付則第16条第1項中「平成35年度」を「令和5年度」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和元年6月1日から施行する。ただし、付則第3条の改正規定、付則第3条の5の2第1項の改正規定、同条第2項を削る改正規定、同条第3項の改正規定、同項を同条第2項とする改正規定、付則第4条第1項の改正規定、付則第11条第1項及び第2項の改正規定、付則第15条第5項から第7項までの改正規定並びに付則第16条第1項及び第2項の改正規定並びに次条第1項の規定は、公布の日から施行する。(区民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の世田谷区特別区税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の特別区民税(以下「区民税」という。)に関する部分は、令和元年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、平成30年度分までの個人の区民税については、なお従前の例による。

2 新条例第20条並びに付則第3条の6及び付則第5条の2の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、令和元年度分までの個人の区民税については、なお従前の例による。

3 新条例第20条及び付則第5条の2の規定の適用については、令和2年度分の個人の区民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第20条	同条第2項に規定する特例控除対象寄附金	同項第1号に掲げる寄附金(令和元年6月1日前に支出したものに限る。)又は同条第2項に規定する特例控除対象寄附金
付則第5条の2	第2項に規定する特例控除対象寄附金	第1項第1号に掲げる寄附金(令和元年6月1日前に支出したものに限る。)又は同条第2項に規定する特例控除対象寄附金
	送付	送付又は世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例(令和元年5月世田谷区条例第1号)附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の世田谷区特別区税条例付則第5条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

4 新条例付則第5条第1項から第3項までの規定は、申告特例対象寄附者(地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号。以下「改正法」という。)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者をいう。以下同じ。)が令和元年6月1日以後に支出する改正法第1条の規定による改正後の地方税法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、申告特例対象寄附者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

世田谷区介護保険条例の一部を改正する条例

世田谷区介護保険条例(平成12年3月世田谷区条例第41号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項第1号から第4号までの規定にかかわらず、令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料の減額賦課に係る保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号又は第2号に掲げる者 29,025円
- (2) 前項第3号に掲げる者 44,505円
- (3) 前項第4号に掲げる者 56,115円

1 この条例は、公布の日から施行する。
2 この条例による改正後の第5条第2項の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

規 則

次に掲げる規則を公布する。

令和元年5月31日

世田谷区長 保坂展人

世田谷区規則第1号

世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

世田谷区規則第2号

世田谷区住宅委員会規則の一部を改正する規則

世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例(平成28年6月世田谷区条例第31号)の施行期日は、令和元年7月16日とする。

世田谷区住宅委員会規則の一部を改正する規則

世田谷区住宅委員会規則(平成29年9月世田谷区規則第57号)の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(部会)

第7条 委員会は、専門の事項を審議するため必要があると認めるときは、委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会を招集し、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を委員会に報告する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者

がその職務を代理する。
6 部会は、部会に属する委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

◎世田谷区訓令甲第1号

庁 中 一 般
総 合 支 所
保 健 所
出 張 所
事 業 所

世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程(昭和40年6月世田谷区訓令甲第39号)の一部を次のように改正する。

令和元年5月30日

世田谷区長 保坂展人

別表文化生活情報センター嘱託員の項中「文化生活情報センター嘱託員」を「キャロットタワー住民票・印鑑証明発行窓口嘱託員」に改める。

◎世田谷区訓令甲第2号

庁 中 一 般

世田谷区事案決定手続規程(昭和54年3月世田谷区訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

令和元年5月31日

世田谷区長 保坂展人

別表15の部建築調整課の款2の項部長決定の欄第14号中「第53条第4項の」を「第53条第4項又は第5項の規定による」に改め、同欄第15号中「第53条第5項第3号の」を「第53条第6項第3号の規定による」に改め、同欄第26号中「第67条の2第3項第2号の」を「第67条第3項第2号の規定による」に改め、同欄第27号中「第67条の2第5項第2号の」を「第67条第5項第2号の規定による」に改め、同欄第28号中「第67条の2第9項第2号の」を「第67条第9項第2号の規定による」に改め、同欄第47号中「分けて」の次に「増築等を含む」を加え、同欄中第48号を第50号とし、同号の前に次の2号を加える。

48 法第87条の2第1項又は同条第2項において準用する法第86条の8第3項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途変更に伴う工事を行う場合の全体計画に関する認定をすること。

49 法第87条の3第3項、第5項及び第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に災害救助用建築物、公益的建築物、興行場等又は特別興行場等として使用する場合は許可をすること。

附 則

この訓令は、建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)の施行の日から施行する。

告 示

◎世田谷区告示第1号

次の世田谷区立地区会館は、令和元年7月16日から公用を開始する。

令和元年5月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 名称
世田谷区立二子玉川地区会館
- 2 位置
東京都世田谷区玉川四丁目4番5号

◎世田谷区告示第2号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年5月8日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年5月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区東玉川一丁目150番29から150番28まで
- 3 変更の区域
延長 10.15メートル
幅員 0.20メートルから0.23メートルまで
面積 2.21平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年5月8日

◎世田谷区告示第3号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年5月9日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年5月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 31-16
(2) 31-16
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区北沢一丁目309番1の内
(2) 世田谷区北沢一丁目309番1の内
- 3 変更の区域
(1) 延長 8.61メートル
幅員 0.36メートル
面積 3.18平方メートル
(2) 延長 5.47メートル
幅員 0.14メートルから0.16メートルまで
面積 0.86平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年5月9日

◎世田谷区告示第4号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の変更をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和元年5月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定変更番号 第2823号
- 2 指定変更年月日 令和元年5月9日
- 3 指定変更の位置 世田谷区八幡山三丁目225番1の一部
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 38.80メートル(変更後の延長 21.30メートル)
- 6 申請者氏名 日本郵便輸送株式会社
代表取締役 勝野成治

◎世田谷区告示第5号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和元年5月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 レコードブック狛江
- 2 事業所の所在地 東京都狛江市和泉本町一丁目30番2号
- 3 事業者の名称 株式会社ブライト
- 4 指定年月日 平成31年4月10日
- 5 サービスの種類 地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第6号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和元年5月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 グリーンデイ碑文谷
- 2 事業所の所在地 東京都目黒区碑文谷二丁目5番19号グリンデル碑文谷1F
- 3 事業者の名称 介護ジャパン株式会社
- 4 廃止届受理年月日 平成31年4月15日
- 5 サービスの種類 地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第7号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定により指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和元年5月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 りはびり空間プレミア・ケア芦花公園店
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区南鳥山一丁目16番19号シティハ

世田谷区公報

3	事業者の名称	イツ南原104 株式会社プレミア・ケア
4	廃止届受理年月日	平成31年 4月17日
5	サービスの種類	地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第8号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和元年 5月13日

世田谷区長 保坂展人

1	事業所の名称	ハートてらす相模原若柳
2	事業所の所在地	神奈川県相模原市緑区若柳1076
3	事業者の名称	株式会社ライブガーデン
4	廃止届受理年月日	平成31年 4月18日
5	サービスの種類	地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年5月13日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年 5月13日

世田谷区長 保坂展人

1	認定番号	(1) 28-1 (2) 28-1
2	変更の区間	(1) 世田谷区上祖師谷四丁目1143番9の内 (2) 世田谷区上祖師谷四丁目1143番9の内
3	変更の区域	(1) 延長 11.04メートル 幅員 0.17メートル 面積 3.40平方メートル (2) 延長 30.58メートル 幅員 0.63メートル 面積 19.50平方メートル
4	供用開始の期日	令和元年 5月13日

◎世田谷区告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年5月13日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年 5月13日

世田谷区長 保坂展人

1	認定番号	28-1
2	変更の区間	

3	変更の区域	世田谷区上祖師谷四丁目1144番4 延長 17.93メートル 幅員 0.63メートル 面積 11.39平方メートル
4	供用開始の期日	令和元年 5月13日

◎世田谷区告示第11号

令和元年第1回世田谷区議会臨時会を下記により招集する。

令和元年 5月14日

世田谷区長 保坂展人
記

1	招集する年月日	令和元年 5月17日（金）午後1時
2	招集する場所	世田谷区議会議場
3	案件	(1) 議案 世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例 世田谷区立学校給食太子堂調理場改修工事請負契約 大六天橋耐震補強工事委託契約 世田谷区介護保険条例の一部を改正する条例 (2) 同意 世田谷区監査委員選任の同意 世田谷区監査委員選任の同意 (3) 報告 議会の委任による専決処分（世田谷区立若林小学校改築工事）の報告 議会の委任による専決処分（世田谷区立若林小学校改築電気設備工事）の報告 議会の委任による専決処分（世田谷区立若林小学校改築空気調和設備工事）の報告 議会の委任による専決処分（世田谷区立若林小学校改築給排水衛生設備工事）の報告 議会の委任による専決処分（自動車事故に係る損害賠償額の決定）の報告 議会の委任による専決処分（自転車運転者負傷事故に係る損害賠償額の決定）の結果について 平成31年1月分例月出納検査の結果について 平成31年2月分例月出納検査の結果について 平成30年度財政援助団体等監査の結果について 平成30年度工事監査の結果について (4) 議長の選挙

◎世田谷区告示第12号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路の指定をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和元年 5月16日

世田谷区長 保坂展人

1	指定番号	第154号
2	指定年月日	令和元年 5月15日
3	指定する道路の種類	道路法（昭和27年法律第180号）による道路
4	道路の区域	世田谷区世田谷四丁目964番4の内、976番5の内、976番6の内、976番7の内、976番8、978番3の内、978番4の内、993番1の内、993番3の内、993番4の内、993番8の内、5000番5の内
5	道路の幅員	10.00メートル
6	道路の延長	158.38メートル
7	申出者氏名	世田谷区長 保坂展人

◎世田谷区告示第13号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和元年 5月16日

世田谷区長 保坂展人

1	事業所の名称	ボンベルカーユ デイ美穂の家・押切
2	事業所の所在地	静岡県静岡市清水区押切62番地7
3	事業者の名称	株式会社K A Z 企画
4	廃止届受理年月日	平成31年 4月26日
5	サービスの種類	地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第14号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和元年 5月16日

世田谷区長 保坂展人

1	事業所の名称	デイサービス オタンタ
---	--------	-------------

2 事業所の所在地	東京都目黒区上目黒二丁目41番6号
3 事業者の名称	株式会社アキュササイズ
4 廃止届受理年月日	令和元年5月9日
5 サービスの種類	地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第15号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和元年5月16日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和元年5月16日
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
28-1

2 変更の区間
世田谷区桜丘五丁目3150番22から3150番5の内まで

3 変更の区域
延長 21.47メートル
幅員 0.63メートル
面積 13.58平方メートル

4 供用開始の期日
令和元年5月16日

◎世田谷区告示第16号
 平成30年3月2日になされた住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定に基づく転入届、世田谷区印鑑条例（昭和50年3月世田谷区条例第6号）第4条の規定に基づく印鑑登録申請は、いずれも事実に基づかないものであることが判明したため、これらに基づく住民票の記載及び印鑑登録（印鑑登録番号02-147925）を取り消す。
 なお、次の住民票の写し及び印鑑登録証明書は、これを無効とする。
 令和元年5月16日
 世田谷区長 保坂展人

住民票の写し

1 住所及び氏名
住所 東京都世田谷区太子堂二丁目6番1号三軒茶屋M Jビル201
氏名 鈴木 郁弥

2 交付年月日
平成30年6月6日に交付されたもの
平成30年7月9日に交付されたもの
平成30年8月3日に交付されたもの
平成30年8月13日に交付されたもの
平成30年9月10日に交付されたもの
平成30年9月11日に交付されたもの
平成30年9月27日に交付されたもの

もの
平成30年10月3日に交付されたもの
印鑑登録証明書

1 住所及び氏名
住所 東京都世田谷区太子堂二丁目6番1号三軒茶屋M Jビル201
氏名 鈴木 郁弥

2 交付年月日
平成30年3月19日に交付されたもの

◎世田谷区告示第17号
 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。
 令和元年5月17日
 世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称
絆ひだまりの会 デイサービス三軒茶屋の家

2 事業所の所在地
東京都世田谷区上馬一丁目28番10号

3 事業者の名称
有限会社スピードマネジメント

4 廃止届受理年月日
平成31年4月19日

5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第18号
 平成31年2月27日世田谷区告示第152号の一部を次のように訂正する。
 令和元年5月17日
 世田谷区長 保坂展人
 変更の区域中「面積 1.14平方メートル」を「面積 1.12平方メートル」に訂正する。

◎世田谷区告示第19号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和元年5月17日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和元年5月17日
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
43-28

2 変更の区間
世田谷区経堂四丁目601番14の内

3 変更の区域
延長 3.00メートル
幅員 0.17メートルから0.18メートルまで
面積 0.53平方メートル

4 供用開始の期日
令和元年5月17日

◎世田谷区告示第20号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条

の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和元年5月20日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和元年5月20日
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
(1) 28-1
(2) 28-1

2 変更の区間
(1) 世田谷区池尻二丁目109番4の内
(2) 世田谷区池尻二丁目109番4の内

3 変更の区域
(1) 延長 5.44メートル
幅員 0.00メートルから0.10メートルまで
面積 0.30平方メートル
(2) 延長 6.39メートル
幅員 0.00メートルから0.18メートルまで
面積 0.62平方メートル

4 供用開始の期日
令和元年5月20日

◎世田谷区告示第21号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和元年5月20日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和元年5月20日
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
42-25

2 変更の区間
世田谷区南烏山一丁目187番98

3 変更の区域
延長 8.21メートル
幅員 0.09メートル
面積 0.80平方メートル

4 供用開始の期日
令和元年5月20日

◎世田谷区告示第22号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和元年5月21日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和元年5月21日
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
28-1

2 変更の区間
世田谷区桜上水五丁目487番40の内

3 変更の区域
延長 7.69メートル
幅員 0.10メートルから0.12メートルまで
面積 0.88平方メートル

4 供用開始の期日
令和元年5月21日

◎世田谷区告示第23号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年5月21日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年5月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区宇奈根二丁目185番3の内から185番1の内まで
- 3 変更の区域
延長 37.66メートル
幅員 0.62メートルから0.63メートルまで
面積 23.68平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年5月21日

◎世田谷区告示第24号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年5月21日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年5月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 28-1
(2) 28-1
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区宇奈根二丁目188番3の内から188番7の内まで
(2) 世田谷区宇奈根二丁目185番4の内から188番3の内まで
- 3 変更の区域
(1) 延長 20.74メートル
幅員 0.63メートルから0.64メートルまで
面積 15.72平方メートル
(2) 延長 17.72メートル
幅員 0.63メートル
面積 11.23平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年5月21日

◎世田谷区告示第25号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年5月21日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年5月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
32-19
- 2 変更の区間
世田谷区梅丘二丁目1309番10の内
- 3 変更の区域
延長 9.00メートル

- 幅員 0.19メートルから0.21メートルまで
- 面積 1.89平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年5月21日

◎世田谷区告示第26号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。

この関係図面は、令和元年5月21日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年5月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
41-G080
- 2 指定する起終点
世田谷区北烏山九丁目1831番1地先無番から1832番3地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和元年5月21日

◎世田谷区告示第27号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年5月22日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年5月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
40-26
- 2 変更の区間
世田谷区桜丘二丁目2995番51の内
- 3 変更の区域
延長 6.66メートル
幅員 0.14メートル
面積 0.95平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年5月22日

◎世田谷区告示第28号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第2条第1項の規定により告示する。

この関係図面は、令和元年5月22日から2週間世田谷区道路・交通政策部道路指導課において一般の縦覧に供する。

令和元年5月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 路線名
特別区道
- 2 指定区間
世田谷区喜多見四丁目15番先から世田谷区喜多見四丁目13番先まで
- 3 指定年月日
令和元年5月22日

◎世田谷区告示第29号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的

に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の25第3項の規定による変更の届出があったので、世田谷区指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則(平成24年3月世田谷区規則第25号)第8条第1項の規定により告示する。

令和元年5月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業者の名称
社会福祉法人はる
- 2 主たる事務所の所在地
東京都世田谷区等々力二丁目36番2号エクセル等々力201号
- 3 事業所の名称
はるの相談室
- 4 事業所の所在地
東京都世田谷区等々力二丁目36番2号エクセル等々力201号
- 5 事業所番号
1331203438
- 6 事業の種類
特定相談支援事業
- 7 事業の主たる対象者
(変更前)精神障害者
(変更後)知的障害者及び精神障害者
- 8 変更の年月日
平成31年4月1日

◎世田谷区告示第30号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年5月23日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年5月23日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
49-21
- 2 変更の区間
世田谷区上北沢五丁目1370番3
- 3 変更の区域
延長 11.88メートル
幅員 0.97メートルから0.99メートルまで
面積 11.70平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年5月23日

◎世田谷区告示第31号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年5月23日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年5月23日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-01
- 2 変更の区間
世田谷区八幡山三丁目148番85
- 3 変更の区域
延長 13.71メートル

幅員 1.61メートルから
1.62メートルまで
面積 22.14平方メートル
4 供用開始の期日
令和元年5月23日

◎世田谷区告示第32号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年5月23日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年5月23日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
46-31
- 2 変更の区間
世田谷区北烏山七丁目2317番114
- 3 変更の区域

延長 6.64メートル
幅員 1.00メートル
面積 6.65平方メートル

- 4 供用開始の期日
令和元年5月23日

◎世田谷区告示第33号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和元年5月23日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
デイサービス太陽
スポーツ館永福
- 2 事業所の所在地
東京都杉並区大宮
一丁目3番12号ギ
ャレリア杉並2F
- 3 事業者の名称
有限会社メディカ
ル・ケア・サービ
ス山中
- 4 指定年月日
令和元年5月9日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介
護

◎世田谷区告示第34号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年5月23日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年5月23日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
40-1
- 2 変更の区間
世田谷区赤堤四丁目555番16の内
- 3 変更の区域

面積 1.78平方メートル

- 4 供用開始の期日
令和元年5月23日

◎世田谷区告示第35号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規

定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年5月23日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年5月23日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
22-D436-04
- 2 変更の区間
世田谷区赤堤四丁目555番16の内
- 3 変更の区域

延長 20.12メートル
幅員 0.23メートルから
0.49メートルまで
面積 6.99平方メートル

- 4 供用開始の期日
令和元年5月23日

◎世田谷区告示第36号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年5月23日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年5月23日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区砧八丁目93番4の内
- 3 変更の区域

延長 15.62メートル
幅員 0.26メートルから
0.27メートルまで
面積 4.20平方メートル

- 4 供用開始の期日
令和元年5月23日

◎世田谷区告示第37号

介護保険法(平成9年法律第123号)第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和元年5月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
グッド玉川居宅
- 2 事業所の所在地
東京都世田谷区玉
川四丁目7番4号
ホームズ二子玉川
101
- 3 事業者の名称
株式会社グッドパ
ートナース
- 4 指定年月日
令和元年6月1日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎世田谷区告示第38号

介護保険法(平成9年法律第123号)第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和元年5月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
あいメッセージ成
城

- 2 事業所の所在地
東京都世田谷区成
城七丁目23番7号
ジェイアイ成城
103
- 3 事業者の名称
合同会社あいメッ
セージ
- 4 指定年月日
令和元年6月1日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎世田谷区告示第39号

介護保険法(平成9年法律第123号)第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和元年5月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
スマイル・ケア居
宅介護支援事業所
- 2 事業所の所在地
東京都世田谷区三
軒茶屋一丁目5番
9号メゾンSAK
AEアベニュー三
軒茶屋303
- 3 事業者の名称
株式会社スマイル
・ケア
- 4 指定年月日
令和元年6月1日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎世田谷区告示第40号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年5月24日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年5月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区等々力八丁目66番72地先
無番から66番4地先無番まで
- 3 変更の区域
延長 44.25メートル
幅員 0.90メートル
面積 42.39平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年5月24日

◎世田谷区告示第41号

区管理水路を次のように廃止したので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和元年5月24日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年5月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 番号
34-Z034
- 2 位置
世田谷区等々力八丁目66番20地先
無番から66番4地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和元年5月24日

◎世田谷区告示第42号

公共物を次のように設置したので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和元年5月24日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年5月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 番号
34-Z080
- 2 位置
世田谷区等々力八丁目66番20地先無番から66番58地先無番まで
- 3 用途
区管理水路

◎世田谷区告示第43号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年5月24日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年5月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
45-43
- 2 変更の区間
世田谷区砧五丁目142番7の内
- 3 変更の区域
延長 13.29メートル
幅員 0.14メートルから
0.15メートルまで
面積 1.99平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年5月24日

◎世田谷区告示第44号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年5月27日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年5月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
53-21
- 2 変更の区間
世田谷区八幡山二丁目762番29
- 3 変更の区域
延長 28.10メートル
幅員 0.50メートル
面積 14.16平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年5月27日

◎世田谷区告示第45号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年5月27日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理

課において一般の縦覧に供する。

令和元年5月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区給田一丁目605番18から605番19の内まで
- 3 変更の区域
延長 11.02メートル
幅員 0.41メートルから
1.54メートルまで
面積 16.71平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年5月27日

◎世田谷区告示第46号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年5月27日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年5月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区梅丘二丁目1309番3の内から1309番20の内まで
- 3 変更の区域
延長 13.23メートル
幅員 0.05メートルから
2.10メートルまで
面積 2.11平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年5月27日

◎世田谷区告示第47号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年5月27日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年5月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 28-1
(2) 40-14
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区代沢二丁目122番18の内
(2) 世田谷区代沢二丁目122番18の内
- 3 変更の区域
(1) 延長 23.58メートル
幅員 0.21メートルから
0.22メートルまで
面積 5.17平方メートル
(2) 延長 23.64メートル
幅員 0.26メートルから
0.31メートルまで
面積 6.55平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年5月27日

◎世田谷区告示第48号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年5月27日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年5月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区北沢三丁目523番10の内
- 3 変更の区域
延長 5.59メートル
幅員 0.37メートルから
0.44メートルまで
面積 2.28平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年5月27日

◎世田谷区告示第49号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和元年5月27日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年5月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区北沢三丁目523番10の内
- 3 変更の区域
延長 0.15メートル
幅員 0.37メートル
面積 0.05平方メートル

◎世田谷区告示第50号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和元年5月27日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第51号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年5月27日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年5月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区弦巻五丁目594番1の内から594番2の内まで
- 3 変更の区域
延長 14.56メートル
幅員 0.63メートル
面積 9.24平方メートル
- 4 供用開始の期日

令和元年5月27日

◎世田谷区告示第52号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年5月27日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年5月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
2 変更の区間 世田谷区宮坂三丁目2324番22
3 変更の区域
延長 11.06メートル
幅員 0.57メートルから0.58メートルまで
面積 6.42平方メートル
4 供用開始の期日 令和元年5月27日

◎世田谷区告示第53号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年5月28日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年5月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 (1) 28-1 (2) 28-1
2 変更の区間 (1) 世田谷区北沢四丁目908番34から908番31まで (2) 世田谷区北沢四丁目908番30
3 変更の区域 (1) 延長 34.36メートル 幅員 0.00メートルから0.31メートルまで 面積 9.65平方メートル (2) 延長 17.99メートル 幅員 0.05メートルから0.16メートルまで 面積 2.52平方メートル
4 供用開始の期日 令和元年5月28日

◎世田谷区告示第54号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年5月28日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年5月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 22-D414-03
2 変更の区間 世田谷区赤堤五丁目408番29から408番13の内まで

3 変更の区域

延長 16.00メートル
幅員 0.51メートルから0.61メートルまで
面積 9.34平方メートル

- 4 供用開始の期日 令和元年5月28日

◎世田谷区告示第55号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年5月28日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年5月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 22-D394-05
2 変更の区間 世田谷区桜上水三丁目359番6の内
3 変更の区域
延長 17.30メートル
幅員 0.18メートルから0.19メートルまで
面積 3.26平方メートル
4 供用開始の期日 令和元年5月28日

◎世田谷区告示第56号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年5月29日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年5月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
2 変更の区間 世田谷区上北沢五丁目1165番33の内
3 変更の区域
延長 15.81メートル
幅員 0.18メートル
面積 4.05平方メートル
4 供用開始の期日 令和元年5月29日

◎世田谷区告示第57号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年5月29日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年5月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 22-D077-05
2 変更の区間 世田谷区上北沢五丁目1165番33の内

内

3 変更の区域

延長 14.56メートル
幅員 0.24メートル
面積 3.55平方メートル

- 4 供用開始の期日 令和元年5月29日

◎世田谷区告示第58号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和元年5月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 特定非営利活動法人すずらん
2 事業所の所在地 東京都国立市富士見台四丁目45番19号
3 事業者の名称 特定非営利活動法人すずらん
4 廃止届受理年月日 令和元年5月13日
5 サービスの種類 地域密着型通所介護

公 告

◎世田谷区公告第1号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条第1項の規定により認定した建築物について、同条第8項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり公告するとともに、当該区域等を表示した図書を公衆の縦覧に供する。

令和元年5月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定年月日及び認定番号 平成31年4月19日付第H30認定0038号
2 一団地の区域(地名地番) 世田谷区大蔵三丁目101番1の一部、2、3の一部、4の一部、5の一部、103番1の一部、5の一部、104番1の一部、6の一部、12の一部及び105番9の一部
3 建築物の名称 (仮称)コーシャハイム大蔵(第1期)C街区
4 縦覧場所 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号 世田谷区都市整備政策部内

◎世田谷区公告第2号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年5月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 開発区域又は工区に含まれる 2 許可を受けた者の住所及び氏名

世田谷区公報

地域の名称	
東京都世田谷区 八幡山三丁目 225番1 225番18	東京都渋谷区 代々木二丁目1番1 号 積和不動産株式会社 代表取締役 浅野 光太郎

◎世田谷区公告第3号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年5月9日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区 喜多見五丁目 4284番6 4284番14 4284番17 4284番18 4284番19 4284番20	東京都武蔵野市 吉祥寺北町一丁目29 番1号 兼六土地建物株式会 社 代表取締役 鍵市 佳克

◎世田谷区公告第4号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

また、同法第66条の規定により公告すべき事項も併せて公告する。

令和元年5月10日

世田谷区長 保坂展人

- 都市計画事業の種類及び名称
東京都計画公園事業第8・3・26号喜多見農業公園
- 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課
- 施行者の名称
世田谷区
- 事務所の所在地
世田谷区世田谷四丁目21番27号
- 事業地の所在
収用の部分
世田谷区喜多見四丁目地内
使用の部分
なし

◎世田谷区公告第5号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

また、同法第66条の規定により公告すべき事項も併せて公告する。

令和元年5月10日

世田谷区長 保坂展人

- 都市計画事業の種類及び名称

- 東京都計画公園事業第9・6・5号砧公園
- 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課
 - 施行者の名称
世田谷区
 - 事務所の所在地
世田谷区世田谷四丁目21番27号
 - 事業地の所在
収用の部分
世田谷区大蔵四丁目地内
使用の部分
世田谷区大蔵四丁目地内

◎世田谷区公告第6号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年5月30日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区 深沢四丁目 37番20 37番27 37番28 37番29 37番30 37番31 37番32 37番33 37番34 37番35	東京都新宿区 西新宿二丁目4番1 号 ミサワホーム株式会 社 代表取締役 磯貝 匡志

◎世田谷区公告第7号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年5月30日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区 豪徳寺一丁目 2003番9 2003番11 2003番12 2003番13 2003番14 2003番15 2003番16	東京都港区 芝五丁目34番6号 株式会社コスモスイ ニシア 代表取締役 高木 嘉幸

規 則（教）

次に掲げる規則を公布する。

令和元年5月31日

世田谷区教育委員会

世田谷区教育委員会規則第8号

世田谷区立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則

世田谷区立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則

世田谷区立幼稚園管理運営規則（昭和41年3月世田谷区教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「男・女」を削り、「連絡電

先を「電話」に改め、「3年度」を「番号」に改め、「3年度」に入園することができる4歳児は、年4月2日～年4月1日生まれます。」を削る。

附 則

- この規則は、令和元年6月1日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区立幼稚園管理運営規則の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

告 示（選）

◎世田谷区選挙管理委員会告示第22号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により令和元年6月1日現在における選挙人名簿の登録を行う日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第1項の規定により告示する。

令和元年5月14日

世田谷区選挙管理委員会

登録を行う日 令和元年6月3日

告 示（農）

◎世田谷区農業委員会告示第5号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき、第22回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和元年5月14日

世田谷区農業委員会会長

高橋昌規

- 開催日時 令和元年5月21日（火）
午後3時
- 開催場所 世田谷区役所第2庁舎第5委員会室
- 審議事項
 - 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - 第2号議案 農地法に基づく転用届出について
 - 第3号議案 その他の事項について